

## 意見書

平成17年8月25日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

涉外第17-0141号

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) につぼん かぶしがいいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

情報通信審議会議事規則第5条により、平成17年7月25日付け情審通第80号で公告された答申(案)に関し、別紙の通り意見を提出します。

はじめに

ユニバーサルサービス基金制度は、競争下にある電気通信事業において、適格事業者に対し競争事業者から補助を行うものであり、競争事業者に新たな費用を求める制度です。このため、制度の設計・運用方法によっては負担事業者の経営状態や事業計画に大きな影響を与える可能性もあり、公正な競争を促進し、電気通信事業の健全な発展を促すためには、競争中立的な制度設計と厳格な運用が必要と考えます。また、ユニバーサルサービス基金制度の趣旨について利用者の正しい理解を得るための仕組みが必要と考えます。

下記に弊社の考えを述べさせて頂いておりますので、宜しくお取り計らいの程お願いいたします。

1 ユニバーサルサービス基金による補填の対象について(答申案 P.8、「第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等」第2節 補填の対象)」

- (1) 答申案では、基金による補填の対象は加入電話のみとしておりますが、これについては以下のように考えます。

基金によって補填されるべきサービスは、国民生活に最低限必要なものに限定すべきであり、移動体電話やブロードバンドの普及、デジタルデバイドの解消については、ユニバーサルサービス基金とは別個の振興政策として行うべきと考えます。

一方、技術中立性の観点からは、サービスの要件のみを規定すべきであり、サービスを提供するための技術は特定すべきではないと考えます。現時点においては、固定電話が対象になるものと考えますが、今後、無線技術やIP技術によるサービスが進展し、固定電話に比較して効率的に提供が可能な場合も想定されます。したがって、基礎的電気通信役務の対象となるサービスは、場所固定、現状のアナログ加入電話相当の品質・料金水準(電話サービスのみを単回線で契約した場合の基本料・通話料の水準)といった要件を満たすものとし、将来要件の範囲内で他の技術を用いる余地を残すべきと考えます。

- (2) 答申案では、内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査」(平成17年3月)を基に固定電話の世帯普及率を95%としておりますが、この数値には「IP電話」の普及率30.5%が含まれており、「IP電話以外」は69.5%となっております。しかしながら、本数値では中継IP電話と加入者IP電話との区分が明確ではなく、答申案の結論としてIP電話を補填対象から除くことから、本数値利用の適切性について検討すべきと考えます。

2 公衆電話の補填額の算定について(答申案 P.31、「第3章 補填額の算定」第4節 特別な算定」1 公衆電話)」

- ・ 答申案では、公衆電話の補填額の算定において「NTT東・西において赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要」としておりますが、この方式の一つとして、便益の算定を行うべきと考えます。
- ・ 答申案の第3章第3節4(便益の扱い)に、「収入費用方式を用いる場合には量的な計算が可能となり得るが、費用だけに基づく算出には馴染まない」とありますが、同章第4節1(公衆電話)によると公衆電話の補填額算定方式には「収入費用方式を採用することが適当と考えられる」との見解が示されており、この見解に従って収入費用方式が採用された場合、公衆電話については便益の算定が可能となり得ると考えます。

- ・ なお、英国等の事例では、純費用算定にあたり、公衆電話の広告・ブランド効果を勘案しております。

3 補填額の推計値（答申案 P.32、「第3章 補填額の算定」「（参考）補填額推計」）

- ・ 答申案において、参考値として補填額の推計値が記載されておりますが、加入電話・公衆電話・緊急通報の内訳が示されておられません。
- ・ 補填対象サービスによって、サービス提供の状況や補填額算定方法が異なることから、補填額推計値についても明確に区分して公表すべきと考えます。

4 離島特例通信について（答申案 P.15、「第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等」「第4節 補填の対象となる具体的役務」「1-ウ 離島特例通信」）

- ・ 接続料として事実上回収済みであることから、離島特例通信に係る純費用を再徴収・還付することは行わないとする考えに賛同いたします。
- ・ ただし、事業者間の公平性を図るため「今後、離島特例通信に係る費用相当額については接続料の原価から控除し、その費用は基金による補填の対象とすべきである」と結論付けられていますが、基金による補填が公平性担保にどう影響するのかについて、さらに議論を深める必要があり、次の接続料算定方式の見直し時に改めて検討を行うべきと考えます。

5 電気通信番号数ベースによる拠出について（答申案 P.36、「第4章 拠出の在り方」「第2節 新たな拠出方式」「2 新たな拠出方式」「ウ 電気通信番号ベース」）

- ・ 答申案では、電気通信番号数ベースによる拠出が最も適当としており、電気通信番号数ベースによる拠出は、検証可能性・簡便性に優れていることから評価できます。
- ・ ただし、電気通信番号数ベースにおいて、簡便性を優先するだけでなく受益者負担制度における負担の公平性も考慮されるべきと考えます。一方、基金の最終負担者である利用者への影響についても考慮が必要です。よって、番号数ベースによる拠出方法の検討にあたっては、受益者負担と利用者への影響における「負担の公平性」が担保されるよう検討すべきと考えます。
- ・ また、競争中立性について、答申案にも「利用者に保有番号総数を抑制させるインセンティブを与え、その結果として競争中立性に影響が及ぶ可能性もある」と記載されており、今後補填額の増加が予想される中、事業者やユーザーが電気通信番号の利用を控えるためにサービス仕様の変更や利用サービスの乗り換えを行う等、マーケットに影響を与えるおそれがあることから、継続して検討が必要であると考えます。

6 抛出の額の上限割合について( 答申案 P.37、「第 4 章 抛出の在り方」「第 2 節 新たな抛出方式」「3 特別な配慮」「イ 抛出の額の上限割合」)

- ・ 答申案では、個々の事業者の負担額の上限について、現行制度の基準( 対象役務の収益の 3 %) を変更すべきでないとしております。
- ・ 一方、新たな抛出方式では、電気通信番号ベースとすることとしており、算定方法に不整合が生じます。
- ・ すなわち、負担の対象となる事業者の負担額上限を決める対象役務の収益に中継電話やDSLの収益も含めるのであれば、中継電話やDSLのみ行っている事業者が負担対象事業者とならないことと不整合となります。また、電気通信番号数が同一の事業者であっても、他のサービスの収益の多寡により、負担上限が異なるという不合理な事態も発生いたします。
- ・ したがって、負担額の上限を決める対象役務の収益は、新たな抛出方式を電気通信番号ベースとすることとの整合を図るべきと考えます。
- ・ 具体的には、「当該事業者が電気通信番号を使用する音声伝送役務の基本料収益、および、適格事業者のアナログ電話用設備( 事業用電気通信設備規則第 3 条第 2 項第 4 号に規定するもの) と発着信する通話料収益」に限定することが適当であると考えます。

7 利用者への情報開示について( 答申案 P.38、「第 4 章 抛出の在り方」「第 3 節 利用者への情報開示」)

- ・ 答申案では、「接続電気通信事業者等においては、基金への抛出状況を利用者に対して明示することにより、基金への抛出が適正に行われていることを積極的に示していくことが望ましい」としております。
- ・ 明示方法については、電気通信番号ベースとした抛出方式に合わせ、電気通信番号 1 番号あたりの抛出額とすることが、情報開示の観点から適切と考えます。
- ・ また、ユニバーサルサービスの維持が利用者の負担によって成り立っていることを利用者にわかりやすく知らせるべきであり、利用者への説明を省令等で明確に規定し( 重要事項説明義務における規定、消費者保護ガイドラインにおける規定等) 事業者に遵守させることが適当と考えます。
- ・ さらに、電気通信事業における重要な政策であることから、電気通信事業者による周知だけでなく、総務省やこの制度の直接の受益者である適格事業者においても国民に積極的に情報提供を行い、政策に関する理解を深めるべきと考えます。

8 支援機関及び適格電気通信事業者の情報開示について（答申案 P.39、「第5章 運用及び今後の課題」「第1節 情報公開」）

- ・ 答申案では、「競争環境等の変化の結果、平成16年度における収入が1兆4,822億円、費用が1兆3,555億円（その差1,266億円）と黒字であったNTT東・西の基本料収支、ひいてはユニバーサルサービスに関する収支は、急速に悪化する可能性が高まることとなった」（答申案 P.6）とあり、競争環境の変化を基金制度の見直しの理由としております。
- ・ 基金の妥当性を継続的に検証していくためにも、NTT東西の詳細な基本料収支や局別のコストデータ等を積極的に開示していくべきと考えます。
- ・ また、「NTT東・西において赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要」とされる公衆電話については、費用削減や増収施策など赤字削減の計画と実績を公表させるべきと考えます。

9 制度の見直しについて（答申案 P.42、「第5章 運用及び今後の課題」「第3節 基金制度の見直しについて」「2 制度の見直し」）

- ・ 答申案では、「見直し後の基金制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を検討することが必要」とされておりますが、基金制度が機能しなくなると判断されるような環境変化は、直収電話やIP電話の競争の進展等、現状想定しうる事象ではなく、現在予想し難い環境変化を指すものと理解しております。

以上